

万が一の休業に安心という備えを

休業保障制度

受付期間

2026年
12月28日まで

加入日

2027年4月1日

給付

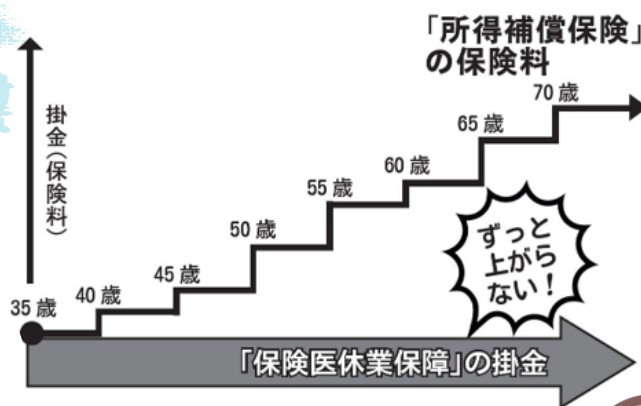
入院 1日目から
自宅療養 4日目から

休業保障制度が選ばれるポイント

ポイント
1

掛金は加入時のまま
上がらない

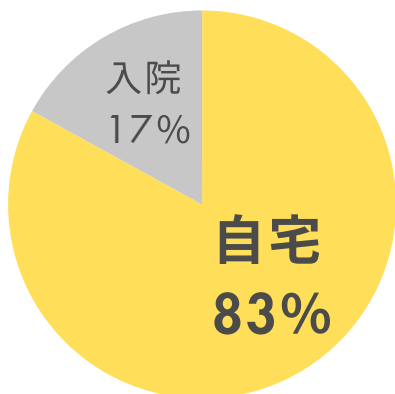
若いうちに加入するほうが
掛け金負担をおさえられます



ポイント
2

入院はもちろん
自宅療養・代診でも給付

自宅療養の割合は8割を超えています



給付における入院と
自宅療養日数の割合(2024年度)

その他にも

- ・ 傷病休業給付金は非課税
- ・ 他制度との併給が可能
- ・ 掛け捨てにならない
(3年以上加入の場合)
- ・ 75歳までの長期保障

ポイント
3

代診をおいても給付

医院を継続したまま療養に専念できます

申込フォーム・制度については裏面をご覧ください。

地域医療を支える

ドクターのための非営利制度

給付内容（1口あたり）

給付金の種類	受給資格	給付金額・日数など
傷病休業給付金 入院給付金	疾病－2027年7月1日以降に発病した病気を原因に休業したとき 傷害－2027年4月1日以降の傷害を原因に休業したとき	① 入院は休業1日目から ② 自宅での休業は4日目から（3日免責） 自宅 6,000円 入院 8,000円 【通算給付日数500日まで】
長期療養給付金	傷病休業給付金の限度日数(500日)を超えて、引き続き連続して休業したとき	1日につき 自宅 3,000円 入院 6,000円 【連続1回限り230日限度】
脱退給付金	加入3年以上経過後、脱退・減口したとき	別に定める脱退給付金表により給付金額を確定

その他、弔慰給付金、高度障害給付金があります

掛金（1口あたり）

加入年齢	生年月日	1口あたり
29歳以下	H.9.10.2生～	2,500円
30歳～39歳	s.62.10.2～H.9.10.1生	2,800円
40歳～49歳	s.52.10.2～s.62.10.1生	3,000円
50歳～54歳	s.47.10.2～s.52.10.1生	3,300円
55歳～59歳	s.42.10.2～s.47.10.1生	3,700円

加入資格

- ✓ 60歳未満の保険医協会会員（昭和42年10月2日以降に生まれた方）
- ✓ 主たる医療機関で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
- ✓ 告知日現在健康であること

※満期(75歳)まで変わりません（制度改定による変更は除く）
※開業医は年齢等により異なります（最大8口）
※勤務医会員は3口までご加入いただけます

資料請求はFAXもしくは二次元コードから

FAX06-6568-2389

該当箇所に✓印、必要事項ご記入の上ご返信ください

☐ 制度説明に来てほしい

☐ 資料を送ってほしい



二次元コードからも
請求できます

地 区

ご氏名

ご連絡先

お問い合わせ先

大阪府

保険医協会・共済部

TEL：06-6568-7721

FAX：06-6568-2389